

2022.9

広島県 医療勤務環境改善支援センター

秋

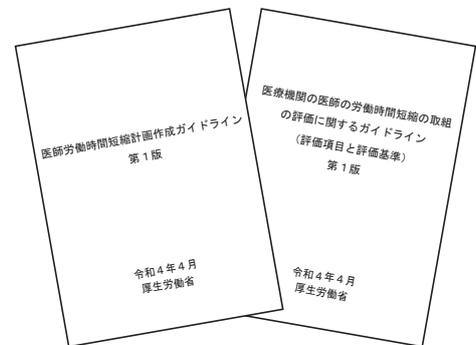
News Letter

副業・兼業先を含む労働時間の管理や 医師労働時間短縮計画(以下、時短計画)の作成が必要

2024年4月から医師への時間外労働の規制が適用され、年間の時間外・休日労働が960時間超の医師がいる医療機関では、時間外労働の特例水準(B, 連携B,C-1,C-2)について都道府県による指定が必要となります。

指定を受ける医療機関は、指定前に本年10月以降に設置予定の医療機関勤務環境評価センター(以下、評価センター)による評価を受審することになります。受審には、副業・兼業先の労働時間を通算した時間外・休日労働時間数による時短計画作成が必要となります。

評価センターによる評価の際の視点や内容についても、本年4月に医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン第1版(以下、評価ガイドライン、右図)が示されており、そのなかで副業・兼業先の労働時間の実績を少なくとも月に1回は医師の申告等に基づき把握する仕組みなどが必須の項目として求められています(下表②)。



【表】医師の労務管理における適切な労働時間の把握・管理体制

評価の視点：少なくとも月単位で医師の労働時間を適切に把握・管理していることを評価する。

評価の項目

○印の項目は必須項目、必須項目の評価が×である場合は評価保留となる。

- | |
|----------------------------------------------------------------|
| ②〇 評価を受ける医療機関における労働(滞在)時間を把握する仕組みがある |
| 21. 評価を受ける医療機関の滞在時間のうち労働ではない時間(主に自己研鑽)を把握する仕組みがある |
| ②② 副業・兼業先の労働時間の実績を少なくとも月に1回は、申告等に基づき把握する仕組みがある |
| ②③ 副業・兼業先の労働時間を通算して、時間外・休日労働時間及び勤務間インターバル確保の実施状況のいずれも管理している |
| ②④ 宿日直許可のある宿直・日直中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合には、事後的に休息を付与する配慮を行っている |
| ②⑤ 勤務間インターバルの確保を実施できず、代償休息の付与の対象となる医師及び時間数を少なくとも月1回は把握する仕組みがある |
| 26. 少なくとも月に2回、各診療部門の長または勤務計画管理者が管理下にある医師の労働時間について、把握する仕組みがある |
| 27. 少なくとも月に1回は医師本人へ自身の労働時間について、フィードバックされる仕組みがある |
| 28. 少なくとも月に1回は管理者、労務管理責任者及び事務統括部署が医療機関全体の医師の勤務状況について把握する仕組みがある |
| 29. 勤務実態に課題がある診療科や医師に対して、注意喚起を行う等、医師の労働時間短縮に向けた行動変容を起こす仕組みがある |

※②③、②④については新規のB水準、連携B水準及びC水準の指定に向けた評価の場合は除く

最近の活動

第8回 医療勤務環境セミナー 開催

令和4年6月21日(火)、「第8回医療勤務環境セミナー」(主催 広島県、共催 広島労働局)をメルパルク広島にて開催しました。会場には病院長など3名が参加、またオンラインで72回線をつないで各医療機関から参加されました。

まず、広島県健康福祉局医療介護基盤課 田所一三課長よりコロナ禍での日々の医療提供に対する御礼や2年足らずに近づいている医師の働き方改革施行への対応についてのお願いなど挨拶されました。

その後、講演①「スムーズに時短計画を作成するために」では医業経営アドバイザーより時短計画ガイドライン第1版を踏まえた早急な対応の必要性について、続いて講演②「時短計画と労務管理」では医療労務管理アドバイザーより宿日直の注意点などについて講演しました。講演後も活発な質疑応答となりました。



挨拶する広島県医療介護基盤課 田所一三課長



壇上は、医療労務管理アドバイザー

Check

宿日直許可に関する情報

いきサポに、宿日直の参考許可事例が追加¹⁾されました。許可事例での業務の発生頻度や対応時間など参考になります。また、「医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ」²⁾も発信されており、宿日直許可について、関連情報を確かめることができます。

1) https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

2) https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_02.pdf



お知らせ

第1回医師の働き方改革・勤務環境改善 地区相談会のご案内

令和4年9月26日(月)、メルパルク広島にて医師の働き方改革等に関する相談会を開催します。宿日直などの労務管理、時短計画の作成、勤務環境改善についての相談を広島県医療勤務環境改善支援センター(以下、勤改センター)の医療労務管理アドバイザーと医業経営アドバイザーがお受けしますので、どうぞ活用ください。

広島のほか、福山や呉でも企画していますので、詳細については勤改センターまでお問合せください。

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内

TEL:082-513-3057

受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時

(土日祝日、年末年始を除く)